

第 5 0 回宮城県国土利用計画審議会

- 1 開催日時 平成 21 年 1 月 30 日（金） 午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所 宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室（仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号）
- 3 出席者
委員 稲村肇委員，渡邊祥音委員，木村敏男委員，相澤きよの委員，佐々木恵子委員，
小関富雄委員，藤原範典委員，熊谷盛廣委員，井口経明委員，岩谷芳江委員，
渡辺能久委員，櫻井やえ子委員
事務局 佐藤企画部長，相原土地対策課長，佐々木副参事兼課長補佐，
佐藤課長補佐（計画指導班長），森，千葉，阿部，佐藤

4 議 事

- (1) 宮城県土地利用基本計画の変更（案）について
- (2) 宮城県国土利用計画（第五次）について
- (3) その他

5 会議の概要

- (1) 午前 10 時，司会の佐々木土地対策課課長補佐が開会を宣言し，会議が有効に成立する旨の報告を行った。（委員 15 人のうち 12 人出席）
- (2) 佐藤企画部長のあいさつの後，事務局から 7 月に就任した委員（熊谷盛廣委員）の紹介を行った。
- (3) 稲村会長が国土利用計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づき，議長となって議事に入った。
- (4) 議事の(1)について，相原土地対策課長から説明を行った後，審議が行われ，諮問案について承認することに決定した。
- (5) 議事の(2)について，相原土地対策課長から説明を行った後，質疑が行われ，「宮城県国土利用計画（第五次）」については，各委員からの意見を踏まえ，骨子（案）の中で示された基本的な考え方を基本としながら，事務局に素案作成に向けた作業に入ってもらうことを決定し，審議会を終了した。

6 議事録（発言要旨）

事務局

それでは，これより議事に入ります。

国土利用計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により，会長が審議会の議長となることになっておりますので，稲村会長に議事の進行をお願いいたします。

稲村会長

それでは，規定に基づきまして，議長を務めさせていただきますので，よろしくをお願いいたします。はじめに本審議会は公開を原則としております。本日の案件は，特に非公開とすべき個別案件がないものと判断し，公開することといたしましたので，御了承をお願いいたします。

つぎに，審議会運営規程第 5 条第 1 項により議事録署名委員を指名させていただきます。本日は，木村敏男委員及び小関富雄委員のお二人をお願いいたします。

それでは，議題の「(1) 宮城県土地利用基本計画の変更（案）」についてお諮りいたします。まず，

事務局から説明願います。

相原課長

資料1, 資料2により説明

稲村会長

ただいま説明のありました内容について、御意見、御質問等をお伺いします。

今、事務局からは概ね妥当という説明がありましたけれども、皆さん、御理解いただけましたでしょうか。

私から、山元都市地域拡大の変更案件について、1点質問します。土地利用基本計画で定める五地域区分のうち、今回の都市地域の拡大に伴う他の五地域区分のいずれかを縮小していないようですが、今までこの地域はいずれの地域に区分されているのでしょうか。

相原課長

山元都市地域につきましては、従来から農業地域になっております。その他の規制等の区域にはなっておりません。

非線引きの都市計画区域として、既に都市計画区域に指定されている周辺の土地と一体的な土地開発の可能性等、今後を見据えて設定したいということでもあります。

稲村会長

都市計画区域に含まれるということでしょうけれども、農業地域には入っていなかったのですか。

相原課長

先ほど申し上げましたとおり、当該地につきましては、農業地域の区域でありまして、農振法上の農用地の区域内に入っております。今回、農業地域と重複した形で都市地域に編入するものです。この土地は、予定されているインターチェンジの設置に伴い、都市地域として、既に都市地域となっている周辺の土地と一体的な活用が想定されるものであります。当該地の周辺は、既に都市地域となっており、当該部分のみ中抜けの状態であったものであります。

稲村会長

皆さん御理解いただけましたでしょうか。

この土地が都市地域の中に入り、その後、住宅開発等がされると、農業地域と重複している場合には、農業地域が減少するということであって、現段階では何も変わらないということですか。

相原課長

そうでございます。今すぐにこの地域を一体的に開発するというのではなく、今後、常磐自動車道のインターチェンジの設置が想定されていますので、それらを含めた一体的な開発が出てくる可能性があります。

なお、今回は、非線引き都市計画区域として指定することに伴う、都市地域の拡大でございます。

稲村会長

非線引き都市計画区域ですね。従って、ここに含まれる森林、田畑、住宅地については、直接増減するものではないということで、都市地域だけが增加して、435haに対応する他の土地利用が増減しないということですね。

それから、森林の減少ですけれども、全部過去形で他の用途への転用により森林が減少したという説明ですが、この森林の伐採の許認可はどうなっているのですか。

相原課長

森林法に基づく開発許可を受けて、造成されたという案件でございます。

森林法の開発許可による造成等は、完了までの期間が長いことが多く、その間に事業者が許可条

件に反した行為をした場合、森林地域（地域森林計画対象民有林）内でなければ監督処分等ができないという事情がございます。そのような監督処分等を担保する意味もございますので、森林地域の縮小に先行し、森林法の開発許可による造成等がなされるということでございます。

森林地域の縮小に際しては、土地利用基本計画に照らして支障がないということであれば、土地利用基本計画の変更を行うということでございます。

稲村会長

要するに森林法に基づいて開発が行われたということですね。森林地域の縮小による土地利用基本計画の変更は後追いであり、妥当でないといっても、森林は元に戻らないので、ここではそれを了承するというところでよろしいですか。

相原課長

土地利用の原則等の指導方針がございます。また、それぞれの利用区分について規模の目標値等も設定しております。ですから、県土全体を睨みながら、土地利用の原則、規模の目標値等の基準の中で当該案件を検討し、森林地域の縮小もやむを得ないと判断をしたものでございます。

稲村会長

今日、岩沼市長の井口委員がお見えですけれども、岩沼市で森林地域の縮小が1か所あります。当該地域は法人が岩石採取のために、森林を開発したということですが、十分御承知ということですね。

井口委員

はい。

稲村会長

他に何か御質問ありますでしょうか。

小関委員

山元都市地域についてですが、広大な面積となっております。インターチェンジができるということですが、既に流通業務関係の土地利用等が計画されているということではなく、まだされていないということですか。そういったことを前提として、都市地域に編入をするということなのですか。

相原課長

具体的に、農地等の転換が予定されているのは、常磐自動車道の施設部分ということになるかと思えます。それに付随いたしまして、すぐに開発するという計画があるかということ、それは現時点では聞いておりません。ただ先ほど御説明しましたとおり、都市地域の中抜け状態となっている部分を都市地域に編入するということであり、常磐自動車道のインターチェンジの設置を機に、既に都市地域となっている周辺の土地と一体的な土地利用を推進したいということでございます。

稲村会長

他に御質問ありますでしょうか。

木村委員

以前にも申し上げましたが、森林地域の縮小について、全て文章表現が森林を「開発」ということで表現されています。森林法の中でも林地開発制度とっているもので、やむを得ないかとは思いますが、森林を森林以外にするときに、全て「開発」という言葉で処理されるということになると、森林は「未開発」か、ということになりかねないため、農用地などのように「縮小」、「転用」という言葉で表現するよう配慮していただければありがたいと思っています。

心情的にはやむを得ないと思っていますが、森林を転用する場合は全部「開発」というのは、森林そのものが総論的だけでなく、各論的にも非常に重視されております。森林が地球温暖化防止に

貢献するという事で、森林区域、森林育成管理について、国の予算措置でも手厚くされておりまして従前までの考え方と視点を変えてもらってもいいのかな、との要望でございます。

相原課長

前の会議でもご指摘されておりました。本当に御指摘のとおりでございます。確かに森林法では「開発」という言葉を使っていますが、私どもの表現として、それを絶対使わなければならないかということについて、今後検討させていただきたいと考えております。

稲村会長

他にご意見ございませんか。

櫻井委員

食の安全安心と言いながら、54ヘクタールも農業地域が縮小されておりますね。

後継者不足で、農業を継続するのは難しいことですが、私も農業者の一人として農地が減っているというのは忍びないので、いかがかと思えます。理解はしているつもりでも納得はいかない感じがしないわけではないです。今、非常に「食」ということについて問題化されていますので、もう少し広く考えていただければいいのかなという気がしないでもありません。

相原課長

基本的に、農地転用等に際しましては、御承知のとおり、個別規制法の中でチェックされるものがございます。ただ、今回政府等におきましても農政改革担当相を指名し、今後の農業施策について検討されると聞いております。これは食料自給率との関係等もありますし、諸々の案件について審議されていくと考えております。

農地等が減少している推移を見まして、私どもとしても何ができるのかを検討させていただければと考えております。

稲村会長

今回、大きく農業地域が減っているのが荒井地区ですね。これは、私も仙台市都市計画審議会で認めたわけですが、荒井東地区というところで地下鉄東西線の駅ができ、ここを区画整理で開発するというものであります。さらに、仙台市都市計画審議会においては、他のところも宅地開発したいということもあまして、この人口が減っている時代にどうということかと思えます。仙台市では線引きの変更をあっちこっちで行い、農用地を市街化区域に変えていけば、この国土利用計画審議会では、市で決めたことを是認するだけといったことになってしまうことに忸怩たるものがございます。もう私は仙台市都市計画審議会ではこのようなことを一切認めないと言っております。農地を売りがっている人は困るかもしれませんが、農用地の転用というのはどうもしくりこないものがあります。

人口が減っている中で、宮城県で農地を転換して住宅地にする需要は強いとは思えません。今回の土地利用基本計画変更案でも、都市地域だけが増えています。宅地が増え、人口も増えて住宅が建っているのであればいいのですが、滅びそうな古い住宅地が多くあり、そこから人口が減っていくのを見過ごしたままで、新たな住宅地の開発をすれば、歯抜けだらけの住宅が散らばることになります。コンパクトシティと言いつつそのようなことを行っています。県などが、仙台市は政令指定都市なので意見が通じないところもあると思いますが、富谷町、岩沼市、名取市において、やたらと住宅地の開発等を許可しないようにできないのでしょうか。

それが地価全体の下落にも繋がっていて、銀行が左前になり、地域産業が衰退する元になっていると思います。次々と宅地を供給して、本当に売れて不動産が良くなるならいいのですが、実際にはそうではなく、自分の首を絞めているかのように、開発を行い、叩き売りをしています。

余談ですが、仙台市ではあちこちの優良住宅地で人口が減ってきているということを前提に、宅地が足りなくなるという話をしています。例えば、ある住宅地で10年後に一定の規模まで人口が減る。別の住宅地も人口は減るが、仙台市全体では人口はあまり減らず、同じくらいの人口水準で推移していくため宅地が足りなくなるという理論です。何か訳の分かったような、分からないような

理論ではありますが、とにかく宅地が足りないということでさらに開発するということです。確かに岩沼市でも住宅がぼこぼこ空いていて新たに人が入らなくても、新たに宅地開発をすれば少しは入りますね。だからといって、どんどん宅地開発をしていいのかというと、この辺が土地利用政策として矛盾があるところだと思えます。その辺をみなさんに監視していただいて、これ以上の宅地化は絶対認めないくらいの政策をとるべきではないかと思えます。

他に質問がありますか。

出席委員一同

なし。

稲村会長

なければ、本件につきましては原案のとおり異議のない旨答申することにしたと思いますがそのように決定してよろしいでしょうか。

出席委員一同

はい。

稲村会長

それでは、本件につきましては異議なしと認め答申することに決定いたします。

なお、答申文案につきましては、会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

出席委員一同

はい。

稲村会長

それでは、次の議題、「(2) 宮城県国土利用計画（第五次）」について事務局から説明をお願いします。

相原課長

資料3により説明

稲村会長

ありがとうございました。資料3－5の第五次計画の骨子案、これについての御意見を中心にお伺いしたいと思います。

藤原委員

今の段階では、骨子というのは早いのではないかと感じておりましたが、「基本的な考え」ということであれば了承しました。10年に1回策定されるということなので、10年前と現在とこれから10年間の20年間のスパンで考えていかななくてはならないですね。

いくつかの意見がありますが、先ほど説明された資料の中で、人口等に関する動向についてです。すべての基礎は人口になります。ここには平成37年までの予測がありますが、予測というのは方向性であり、より大きな形で現れてくる可能性があります。余程の少子化対策に関する大胆な政策が打ち出されない限り、予測の値よりも大幅な減少も考えられますが、その中で最大のリスクを予測して対処するのが危機管理上必要だと思いますがいかがですか。

相原課長

人口の減少等につきましては、推計値よりも減少傾向がさらに強まるというような恐れもあるかと思えます。今後10年間について、どういった傾向でいくのかということを検討してまいりたいと思えます。また、その間どういった政策がなされるのかという観点も大事なことと考えますので、それについてはこれから出てくる担当課等の施策等を踏まえ、分かる範囲で第五次計画を策定させ

ていただきたいと考えております。さらに、国土利用計画につきましては、一度作ってしまえば10年間変わらないというのではなく、社会経済状況の変化により、必要に応じて、改定もしなければならぬと考えております。

藤原委員

資料3-2の市町村アンケート調査結果ですけれども、例えば、1の「中心部及びその周辺の地区に係る土地利用上の問題点」の(1)の①のアの「モータリゼーションの進展等による大規模集客施設の郊外立地の増加」とありますが、これは既に、団塊の世代の退職等で、モータリゼーションは進展ではなく自動車はどんどん減っていくというのがこれからの方向性だと思います。大型スーパーも、郊外立地ではなく、中心地への回帰の動きがあります。つまり、車を使わなくても暮らせるようなマンションに移り住む高齢者等が割と増えてきており、それにあわせて、スーパー等も、街なかに適正規模で立地するというのが既に起こりつつある現実だと思います。そうすると、この認識は少しズレがあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

相原課長

1点目のモータリゼーションの進展についてですが、モータリゼーションの進展が大規模集客施設の郊外立地の増加につながっているのかという点につきまして、もう少し詳細に検討させていただきたいと思っております。

2点目の、商業施設の適正規模での街なかの立地、高齢者を中心とした街なかへの回帰ということですが、これは高齢者だけでなく、団塊の世代からそれ以降の若い方々も、利便性を勘案して、郊外の住宅団地よりは、街なかに商業施設が集積していること等を考えて、都心のマンションを買うといった傾向が東京でも、増えていると聞いております。委員のご指摘のとおりであると考えています。そして、これにより中心市街地における低未利用地が有効利用、有効活用されるといったことは、望ましいものであると考えております。都市部における土地の有効利用の中で、これから検討させていただきたいと考えております。

藤原委員

国土利用計画の第四次の点検結果の3ページに「自然と共生する持続可能な県土利用」というのがありますが、これをもっと中心概念に持ってくるべきであると思っております。自然と人間、男性と女性、老年と青年、健常者とそうでない人、先進工業国とそうでない国等、地球全体、国家全体として共存可能であること、今では持続可能(sustainability)ではなくて、生存可能性(survivability)が言われつつあるので、この概念を中心に持ってくるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

相原課長

自然と共生する持続可能な県土利用ということですが、これにつきましては、大事な概念でありまして、第四次の計画にも位置づけを行っているところであります。第五次の骨子案においては、それに加えて、「循環」というような言葉を使っております。

御指摘の「自然と共生する持続可能な県土利用」ということを中心概念に据えたらどうかということにつきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

藤原委員

現在の現代を斬るキーワードはいくつかあると思っておりますが、そのうち、限界集落、ファスト風土化、農林水産業の経済的効果があると思っております。

高齢化が進み、人口の50%以上が65歳以上の集落を限界集落、55歳以上を準限界集落といて、地域のコミュニティが維持できなくなっているというような現象が全国的に見られます。

ファスト風土化というのは、どこに行っても例えばインターチェンジ、大型スーパー、レンタルビデオショップ、ドラッグストアがあって、という個性の無いまちづくりです。ファスト風土化により、地域性の無い人間をつくることによって犯罪の増加をもたらしているということがあると思っております。

この限界集落とファスト風土化に対して、県土の利用で何か考えられることがあるのかどうか。また、これ以外に、農林水産業の経済的効果については、三菱総研が2004年に行った水産業の多面的機能の評価で物質循環、環境保全、生態系の保全等により、全国で9兆5,600億円の経済的効果があるとされています。本県においても、農業と森林の経済的効果を計算しており、農業では国土保全、アメニティ、伝統文化の保全で4,828億円の経済的効果があるとされています。森林では水源かん養、大気保全、山地災害防止等で約1兆535億円の経済的効果があるとされています。

これらのある程度念頭において、県土の保全を的確なものにしていく必要があると思うのですが、いかがですか。

相原課長

1点目の限界集落の問題につきましては、集落機能が低下することに伴う影響の一つとして、国土利用の観点から言えば、農地・森林等の管理が不十分になることが想定されております。

それらが管理されないと、災害発生の恐れといった県土保全機能の低下という問題につながり、またそれらが経済的効果の低下にもつながっていくことであろうと認識しております。それをどういった形で第五次計画の中に盛り込んでいくかというのは、素案作成の中で検討させていただきたいと考えております。

2点目のファスト風土化につきましては、これは地域の個性が無くなり均一化してしまうことであり、やはり個性を生かした地域づくりが求められているということで、この点に関してもご指摘のとおり重要な観点であろうと考えております。私どもの所管で、ダイレクトに施策を打ち出せるかというとなかなか難しい部分もあると思いますが、まちづくり施策の中で検討されるべき問題だと認識しており、それらの部分についても注視をしていきたいと考えております。

3点目の農地、森林の経済的効果につきましては、農地であれば農産物の生産の場という機能の他に治水機能、森林であれば木材生産の場という他に水源かん養というような機能がございまして。そういった県土の保全機能を有しているという大きな効果がございまして、その多面的な機能の発揮ということも念頭に、計画策定を進めていきたいと考えております。こういった内容で盛り込めるのかということについても素案作成の中で、検討させていただきたいと考えております。

藤原委員

今回の第五次計画の策定の手法について、前回と異なるところがあれば教えてください。

相原課長

市町村アンケート調査に係る調査項目の拡充と庁内関係各課との調整の綿密化であります。

第四次計画策定にあたりまして、今回と同様に市町村へのアンケートは実施しておりますが、前回は3つの大きな観点により、漠然とした問いかけでございました。今回は各市町村における現在の土地利用上の問題点と今後想定される課題、それから、中心市街地と農山漁村部とでは、当然観点が違うだろうということで、それぞれを別々の形で照会をしています。さらに、第四次計画の問題点、第五次計画に反映させるべき意見等も含めてアンケートを実施しております。それが、前回のアンケートに比べて、相当内容が異なっている点でございます。

それから、庁内関係各課との調整につきましても、前回は単純に目標値の設定に重点を置いて照会しておりましたが、今回は、各課所管で課題等も抱えているため、国土利用計画上共通する点について話を聞き、その取り組みを我々の方で把握して、それが反映できるものであれば反映させていきたいと考えているのが前回と異なる点でございます。

その他いろいろございますが、前回と今回の策定手法で異なる大きな点としては、以上のようなことでございます。

藤原委員

わかりました。

井口委員

説明の中で、地方分権を踏まえて、というお話をいただきましたが、非常に重要な考え方であり

ますので、しっかり素案の中で生かしていただきたいと思います。全国一律金太郎あめ化といったらいいのでしょうか、「全国〇〇計画」というのがいつも出されていたわけですが、最近はいくぶん少なくなり、そういう意味では、自治体としてやりやすい方向になり、自治体ならではの計画を策定できる可能性が高くなったという、このような流れを十分いかして欲しいというのがまず一つです。

2つ目として、例えば農地転用の問題があつて、これについては、省庁と県、市町村とでは考え方が大きく異なっている部分があります。このことについては、地方分権という中で、いろいろ整理されていくと思いますが、基礎的自治体というのは、直接的に仕事をしていくわけでありますので、基礎的自治体の考えというのが十分生かされるように、当たり前のことでありますが、その点につきましてもお願いしたいと思います。

3つ目としては、計画は具現化するための計画であるという基本的なことを踏まえて、実効性のあるものを作っていたかなければなりません。立場が変われば考え方も当然変わる訳でありますけれども、県庁の中を見ても、正直言うと今までの計画とは全く違うことが片方の課で行われているということが現実だったわけであります。各部各課とは対等な形で仕事はしていると言われますが、県土の利用に関してやはり国土利用計画をそれぞれの各部各課において分かっていたいて、その方向で仕事をしてもらうように指導性を十分に発揮していただきたいと思います。これについては、市町村との関係も同じで、とりわけ最近いろいろ県が主体的になって計画をまとめてもらっていますが、市町村に対する説明の中では、今、地方分権なのだから一方的に県が市町村に対する指示ということができないことは確かに分かりますが、計画だけ示して、あとは市町村次第というような、ある意味では無責任といえるようなことがあります。県はお金がなくなったので、何もかもやる気が無くなったのかなと言いたいところもある訳であります。しかし、一方的な指示はできませんけれども、県全体に対する責任を持つという立場では、市町村に対しても、この計画に基づいてしっかりやってもらいたいということを言ってもらわないと、10年後を目標にして、藤原委員からいろいろお話があったことをしっかり踏まえたとしても、実質的には効果の無いものになってしまうと思いますので、まず、前段階として、そのあたりについて、一言決意のほどを聞かせていただきたいと思います。私からは以上でございます。

相原課長

地方分権の関係でございますけれども、国土利用計画法の中にも、国との事前協議等がありますが、一部見直しがされつつあります。また、土地利用規制関係でも土地取引の届出関係の事務等を市町村の方々にやっていただくということで、地方分権として推進をしているということでございまして、そういった流れも勘案しながら対応していきたいと考えております。

それから、庁内関係各課等や市町村に対して実効性のあるような計画にしてもらいたいということでございますけれども、毎年1回、関係各課との調整会議がございます。その中で我々の掲げる計画と調整を行う等、今後、実効性のある計画の推進をしていきたいと考えております。全ての答えになっていないかもしれませんが、決意ということでございます。

稲村会長

計画を出しっぱなしではなく、しっかり指導するという点についてはどうでしょうか。

相原課長

先ほど申しましたとおり、個別法を所管する関係各課との調整会議等もございますので、それらを通じて、我々の主張をしていくということを行っていきたくて考えております。

稲村会長

他に御質問はありませんか。

熊谷委員

1、2点意見を申し上げます。

一つ目は、宮城県内を見渡しても、例えば私の地元の登米市を見渡しても、東京、仙台、あるい

は迫というような、一極集中主義みたいなものがあると思っております。そうした中で、先ほどの資料にありましたけれども、議会におきましても、中心市街地の空洞化の問題を何とか解決しようということで、まちづくりの条例案を今度の2月の定例議会に何とか提案しようとして頑張っておりますが、中心市街地の活性化について、うまく整合性を取って欲しいと注文をつけておきたいと思っております。

それから先ほど藤原委員から農地あるいは森林の経済的効果というお話がありましたけれども、現実にはそこに住んでいる人間にとってはそのメリットは殆どない、という思いがございます。

限界集落というのは間違いなく現実目の前にきておりますので、こうした問題と併せて県土の均衡ある発展について、素案にぜひ盛り込んで欲しいというのが注文でございます。よろしくお願いいたします。

稲村会長

よろしいでしょうか。

岩谷委員

藤原委員が先ほどお話された「自然との共生」の考え方を中心に据えてはどうかという考え方には大賛成であります。というのは、今回、事務局が示された現状と課題においても、美辞麗句が並んでいます。前回の計画でも、そういうことはいつているけれども、実際に個別の問題になると、今回の審議にあったように、農地がどんどん減っていくということを、一つ一つは仕方がないといいつて通していくと、次第に減っていくということが起こってくるわけです。やはりその中心的な考え方というものがないと、一つ一つは美辞麗句が並んでいるけれども、それがどっかで消えてしまうというようなことが起こってしまいますので、ぜひそういうことをきちんと中心に据えた考え方というのをお願いしたいと思います。

国土利用計画審議会に関わった時に、農地については、計画そのものが減っていくという、現実がそうだから仕方がないといえばそうではありますが、その中で現在、食料自給率、食の安全の問題とか地産地消等、いたるところで言われているので、農地が次第に減っていき22年では少なくなっているような計画を、上に上がっていくような計画にしていきたいと思っております。

そのためには本当に並大抵のことではないと思っております。様々な関係部署との考え方の調整というのがあり、やはり政治の問題かと思っております。大変だとは思いますがこれだけいろいろな問題が起こっているため、大変重要なことだと思っておりますので、その点についてよろしくお願いいたします。

稲村会長

他に御質問はありませんか。

木村委員

同じようなことですが、簡単に申し上げます。今、森林の産物である木材は輸入が8割、食料は6割が輸入で食料自給率は4割と言われております。木材の方は資源が蓄積しており、国内の供給力は半分以上ございますので、きちんとした対策をとれば、あまり心配していませんが、食料の方は、片方で、耕作放棄地をそのままにしておいて、4割の自給率では、資源戦略として、日本は相当ひどい目に遭うのではないかと思っております。国の政策でしょうけれども、ぜひ耕作放棄地を含む農地を英知をもって回復し、少なくとも食料自給率を半分以上に向上させることをメインに据えていいのかと思っておりますので、その点についてよろしくお願いいたします。回答は特に求めません。

稲村会長

他に御質問はありませんか。

今、農地の話が出ましたけれども、先ほど農地の統計を見ていましたら、だいたい8千数百ヘクタール減って、耕作放棄地がやはり8千数百ヘクタール存在するんですね。農用地の減っている水準と現在の耕作放棄地の水準とが同じくらいということで、ぜひそれに対する対策を盛り込んでい

ただきたいと思います。

時間がありませんが私からもう一つ話をします。資料3-5で国土利用計画の骨子案の3ページに、先ほどから問題になっている大規模集客施設の話で、「郊外の大規模集客施設の適正立地に向けた広域調整の円滑な推進」ということが依然としてあります。もはや郊外の大規模集客施設の適正な立地というのではないと思います。だからもうこのようなことは、郊外の立地は原則禁止というように福島県のように強い書き方をさせていただきたいと思います。次の4ページの真ん中ほどの「低未利用地」のところに、「農用地から宅地へ転換された後の低未利用地」という言葉があり、実際、非常にこれが増えているわけで、農地から宅地にしたものの、殆ど利用されていない。その一方で、その3つ上に「適正規模の宅地の供給」ということが書いてあります。すでに宅地は余りきっているので、新規の宅地供給は特別な例外を除いて認めないという書き方をし、郊外立地についても宅地開発にしても、もしやるならこの審議会にかけるくらいの書き方を第5次では出していただきたいと、私としては思います。

他に御質問はありませんか。

渡邊委員

先ほどから皆さんの御意見の中に、農業の自然的な利用ということで、農地の話がたくさん出ており、私も大賛成でございます。

第四次の計画の中には、基本方針の中に「県民のための限られた資源」とあります。それが公共の福祉を優先させるということでありました。現状を見ますと、福祉はないがしろにしろというわけではありませんが、今、我々が課題としていることは自然と共に生きるということで、食糧問題等いろいろな問題がございます。そういった中で、我々の県土をどのように最大限有効に活用、利用するかということで、できることなら参考資料の第四次計画の1ページの「県土の利用に関する基本構想」の「県土利用の基本方針」に(イ)、(ロ)、(ハ)とありますけれども、(ロ)を(イ)に、(ハ)を(ロ)に、(イ)を(ハ)に順序を入れ替えてもいいのではないかと考えております。ただ、第五次の「県土の利用に関する基本構想」の中にもそういったことがありますので、ぜひ自然的土地利用について、大きな声で、その方向に導くようお願いできればと思います。以上です。

稲村会長

時間になりましたので、この辺で終わりにしたいと思いますが、もしさらに御意見がありましたら、遠慮せずに事務局の方に直接FAXでも何でも、なるべく文書で出していただけたらよろしいと思います。

他になければ本日の御意見を踏まえ、骨子案の中で示された考え方を基本としながら、事務局に素案作成に向けた作業に入ってもらいたいと思いますがよろしいでしょうか。

次に、議題の「(3) その他」でございますが、何かございませんか。特にないですか。なければ本日の議事を終了します。御審議どうもありがとうございました。

事務局

以上を持ちまして、宮城県国土利用計画審議会を終了いたします。